



海外在住で印鑑登録証明書などが必要なときは？

相談者の気持ち

母親が亡くなり疎遠になっていた弟を探したら、海外に在住していることが分かりました。相続人は私と弟の2人だけです。遺産分割協議書には印鑑登録証明書が必要ですが、海外の場合どうすればよいのでしょうか？



菅原 修 Sugawara Shu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。
協力：萩谷 雅和（萩谷法律事務所）

A

在外公館（日本国大使館など）が発行する印鑑登録証明書、あるいは印鑑登録証明書の代わりに「署名証明（書）」

を利用することが考えられます。

被相続人が亡くなり、相続が発生した場合、被相続人が遺言書を作成していないときは、基本的に、相続人間で遺産分割協議書を作成して相続手続きを行うこととなります。遺産分割協議書には、相続人全員が署名押印（実印）し、印鑑登録証明書を添付します。

通常、印鑑登録や印鑑登録証明書の発行は住民票がある市区町村で行います。一時的に海外に滞在している相続人がいても、日本国内の市区町村に住民票がある場合、帰国して自ら手続きしたり、代理人に手続きを依頼したりすることで印鑑登録証明書を発行してもらうことができます。では、海外在住で日本国内に住民票がない場合、どのような方法があるのでしょうか。

まず、在外公館において印鑑登録を行い、印鑑登録証明書を発行してもらうことが考えられます*1*2。

また、印鑑登録証明書の代わりに「署名証明（書）」を利用することもできます。署名証明（書）とは、「日本に住民登録をしていない海外に在

留している方に対し、日本の印鑑証明に代わるものとして日本での手続きのために発給されるもので、申請者の署名（及び^ほ拇印）が確かに領事の面前でなされたことを証明するもの]です*1。署名すべき書類の有無で方法は異なりますが、本件のように遺産分割協議書を作成する場合には、事前に海外へ遺産分割協議書を送付し、それを受け取った相続人が領事の面前で当該遺産分割協議書に署名したうえ、署名証明を受けることとなります。署名証明は、海外に所在する日本の在外公館において、日本国籍を有する人のみが申請することができます。申請者本人が手続きを行わなければならない、代理や郵送による申請を行うことはできません。

なお、自宅不動産の相続登記や預貯金口座の名義変更などの相続手続きを行う際、住所証明のために住民票が必要になる場合には、住民票の代わりに「在留証明（書）」を利用することができます*1。こちらも海外に所在する日本の在外公館において、日本国籍を有する人（二重国籍含む）のみ申請することができます。一定の場合には代理による申請も可能です。必要書類などの詳細については、外務省のサイトをご参照ください。

*1 外務省「在外公館における証明」 https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000554.html

*2 例えば在タイ日本国大使館ウェブサイト https://www.th.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consular_shoumei.html